

長 第 180 号
平成19年4月23日

各高齢者施設 管理者 様
各市町高齢者関連施設整備担当課長 様

石川県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る協議書の提出について

高齢者施設の災害復旧に要する工事費等について国庫補助協議を行う予定ですので、別紙を確認のうえ、協議を希望する場合は協議書の提出をお願いいたします。

《 提出書類および提出期限 》

様式1をメール及びFAX 4月26日(木)17:00まで

(メールアドレス kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)

(FAX 076-225-1418)

様式1・図面・被害状況写真・見積書(各3部)を郵送 5月7日(月)必着

(提出先:長寿社会課 施設サービスグループ)

下記ホームページアドレスに本通知および提出様式(エクセルファイル)を掲載してあります。

<http://www.pref.ishikawa.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi.htm>

【事務担当】

石川県健康福祉部長寿社会課

施設サービスグループ

T E L 076-225-1417

F A X 076-225-1418

1 協議対象施設および負担割合

施設の種類	設置主体	負担割合
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム ケアハウス 老人福祉センター 生活支援ハウス 小規模多機能型居宅介護拠点 介護予防拠点（地域介護・福祉空間整備 等交付金の対象となっているもの） 地域包括支援センター	市町 社会福祉法人	国 1 / 2 県 1 / 4 設置者 1 / 4
介護老人保健施設 訪問看護ステーション	市町 社会福祉法人 医療法人	国 1 / 3 設置者 2 / 3
認知症高齢者グループホーム	社会福祉法人	国 1 / 2 県 1 / 4 設置者 1 / 4
	医療法人	国 1 / 2 設置者 1 / 2

（上記の負担割合については、今後変更となる場合がある。）

2 協議額の下限

協議対象となるのは

建物本体については、協議額一件につき40万円以上のもの

建物と一体的な設備については、協議額一件につき30万円以上のもの

（ただし、協議の下限額については、今後変更となる場合がある。）

3 協議対象経費

現在のところ、補助対象経費の範囲は明確に定まっていないため、協議額の積算にあたっては、土地の修復なども含め、幅広に捉えて協議を上げてきて下さい。

4 その他注意事項

- ・被害状況写真には番号をふり、それに対応した箇所を図面に朱書きでマークし、それぞれを対比して確認できるようにすること。
- ・見積書はできるだけ詳細なものを準備すること。(被害状況写真との照合ができ、施工方法が分かるもの)
- ・あくまで現状復旧の工事内容であること。グレードをあげたり、新たな機能を追加するなど、地震被害と関係のない修繕・改装は対象経費とならないこと。